

各種認定・専門資格と診療放射線技師の今後

日本放射線技師会の方向性

社団法人 日本放射線技師会 副会長
井戸 靖司 先生

私たち診療放射線技師のほとんどが医療施設に勤務し画像検査や放射線治療を担当しています。医療施設は国が設定した診療報酬や地域医療計画などの関係でそれぞれが違った目標設定の上で会員は活動しています。すなわち、自分の医療施設の役割を明確にして放射線部門が貢献していく図式になるのかと思います。放射線技師の医療活動に一定の差が出るものの、基本は地域住民に質の高い医療を提供する一助であることは間違いありません。地域のニーズや求められている役割を明確にしていかないと独りよがりの放射線技師が誕生し病院内で信頼されない部門になってしまいます。また、多くの技師が地域医療支援病院や地域がん連携拠点病院に勤務しています。2次医療圏の医療に責任を持つ役割が求められています。このような会員は自分の病院だけでなく地域の診療放射線技師であるという認識が必要です。関連医療施設だけでなく地域の開業医も巻き込んだ活動を計画していただく必要があります。診療放射線技師独自の地域連携です。開業医にもX線撮影装置はあります。設置業者の言いなりで何も検証せず使用されています。夏場になると自動現像機の現像液が劣化したのもわからず、眠たい写真しか撮れないと悩んでいる開業医もたくさんいます。地域に責任を持つ診療放射線技師は帰宅途中に寄り道してちょっと点検するのも地域住民へのサービスにつながっていくものと思います。

このような医療情勢の中で日本放射線技師会は何をしようとしているのか。我々の顧客は地域住民で会員は約1万の医療施設に勤務しています。それぞれの役割を果たし、国民の健康と疾病の早期発見・早期治療に貢献しています。技師会としてその方々をいかに援助して行くかが本来の役割と考えています。私たちが収めた1万5千円の会費で運営されています。この金額に見合ったフィードバックが求められているのを痛感しています。会員を格つけて差別化したり、独断で会運営できないようなシステムづくりを考えています。それには理事会の民主的運営、5役会・常務理事会・理事会の会議録をすみやかに各都道府県に配信し公明性を高めています。主務官庁である厚生労働省との関係も改善を図り、診療放射線技師への期待が高まっております。その1例が昨年4月発された①検査の説明相談業務 ②読影の補助です。これは画期的なことであり診療放射線技師法で規定されている「人体に放射線を照射するの

を業とする」から考えも及ばない通達です。なぜこのような考え方が通ったかといえば、私たちの仕事を検査一連の範囲として拡大解釈してきた結果だと思います。放射線検査の一連と考えています。このような解釈成立すると私たちの業務拡大は進み、明るい未来が開けてくると思います。今後は放射線技師のグレーゾーンと言われている行為についても積極的に取り組んで生きたいと考えています。しかし、私たちの業務拡大には医師の賛同が必要です。医師に賛同を得ないと厚生労働省も二の足を踏むことになります。放射線科医の業務と重なっていますが、現在の放射線科医の数で全国すべての画像検査に関与することは不可能であり、私たちの力で少しでも国民医療への貢献ができることを考えています。臨床現場の外科・内科などの医師や日本医師会は賛同していただいており、この方向性は強まっていくものと思います。これは医療ミスをなくし、安心・安全な医療への第1歩と思います。医療安全の立場から考えてきます。

日本放射線技師会の大きな柱は生涯学習です。技師教育の中だけでは最低条件であり、臨床現場に則した生涯教育を進めて行きます。とくに基礎講習として従来のAD(看護、医療安全、救急、倫理)に加えて技術基礎コースや読影コースも進めて行きます。特に先ほど触れた、注腸検査に関する講習会、抜針に関する講習会が来年度の大きな柱になります。広告のできる認定技師制度についても「放射線治療に関する認定技師」をまず立ち上げる予定としております。これには現在、認定機構でおこなわれている放射線治療専門認定技師を基本に日本放射線技師会より厚生労働省に働きかけているところです。

これらの方向性はますます進んで行くと思われま。会員の皆様に協力いただき、情報を得ながら進めて行きます。ご意見をお寄せください。